

茨城県近代美術館運営基本大綱

制定：平成12年3月9日

改定：令和5年3月31日

第1章 運営の基本理念

1 茨城県近代美術館の基本理念

茨城県近代美術館(以下「近代美術館」という。)は、「県民に愛され、親しまれる美術館づくりをめざす」を設立の基本理念としている。

昭和63年10月に開館した美術館本館に続き、平成2年6月につくば分館、平成9年11月には天心記念五浦分館(以下「五浦分館」という。)を整備・開館し、この基本理念に基づき3館の運営を行ってきた。

2 運営基本大綱改定の趣旨

近代美術館は、開館以来「茨城県立新美術館建設基本大綱」(昭和61年2月制定)に基づき運営してきたが、運営の指針については概ね10年間を目標に設定していたこと、上記のとおり、つくば分館ならびに五浦分館が開館するなど近代美術館を取り巻く環境が大きく変化したことなどを受けて、平成12年2月に美術館の機能及び運営の基本となる「茨城県近代美術館運営基本大綱」(以下「大綱」という。)を制定した。

大綱制定から22年が経過し、この間、社会情勢が大きく変化するとともに、美術館・博物館(以下「美術館等」という。)に求められる役割・機能の多様化・高度化が進んだこと、また、今般、令和4年度からの県政運営の基本方針となる「第2次茨城県総合計画～「新しい茨城」への挑戦～」(以下「総合計画」という。)が策定されたことから、大綱の大幅な見直しを行うこととした。

3 大綱の性格

大綱は、近代美術館の機能及び運営の基本事項を明らかにするものであり、概ね10年間を目標に設定する。ただし、時代の要請に応じ、必要があるときは随時見直していくものとする。

4 美術館運営の基本姿勢に関する県と国の方針

「活力があり、県民が日本一幸せな県」の実現に取り組んでいくため、茨城県は、令和3年度に策定した総合計画に基づき、人生100年時代の到来や価値観の多様化への対応も視野に入れつつ、県民がそれぞれの生涯学習・文化芸術活動を楽しむ機会と環境をつくることをめざしている。県立の社会教育施設である近代美術館においても、この総合計画の政策実現に向けて館を運営していくこととする。

また、国においては、博物館の設置及び運営に関して必要な事項を定める「博物館法」(昭和26年法律第285号。以下「法」という。)の制定から約70年が経過し、美術館等に求められる役割も多様化・高度化してきたことから法改正を行い、令和5年4月1日から施行する。ここでは、法制定時からの基本的な使命である資料の収集・保管、展示・教育、調査・研究に加えて、文化財である収蔵資料等をまちづくりに活かすなど、文化観光拠点施設としての役割を果たすことが求められている。

この改正は、ICOM(国際博物館会議)の京都大会(令和元年)で示された「文化をつなぐミュージアム」等を参考にしながら、文化審議会博物館部会が令和3年に提出した答申を踏まえて策定されたものであり、文化庁が示したその答申要約にある「これからの博物館に求められる役割・機能」として整理された次の5つの方向性がその基本となる。

- | | |
|--------------|-------------------------|
| ① 「守り、受け継ぐ」 | 資料の保護と文化の保存・継承 |
| ② 「わかち合う」 | 資料の展示、情報の発信と文化の共有 |
| ③ 「育む」 | 多世代への学びの提供 |
| ④ 「つなぐ、向き合う」 | 社会や地域の課題への対応 |
| ⑤ 「営む」 | 専門人材の確保、持続可能な活動と経営の改善向上 |

これら5つの方向性は、近代美術館の運営においても基本とすべきものであることは言うまでもない。

5 近代美術館運営の基本方針

以上のとおり、県立の社会教育施設として、県民がそれぞれの生涯学習や文化芸術活動を楽しむ機会を提供するとともに、これからの美術館に求められる役割・機能を果たしていくために、近代美術館としての運営の基本を次のとおり6つの方針として策定する。特に、デジタル技術とネット環境のめざましい発展にともなう様々なメディアの利用は、現代社会において必要不可欠であり、美術館においても有効な活用をめざす。

(1) 誰もが鑑賞しやすく、美術作品に親しめる、魅力的な展覧会の開催

- ・ 県民がいつでも国内外の美術に触れられる機会を提供します。
- ・ 様々な背景を持つ美術作品について、どのような意義を持ち、どのように魅力的なのかを子どもから大人まで、わかりやすく伝えます。
- ・ 世界の美術動向から国内、県内の美術動向を踏まえた新しい美術の鑑賞法を提案します。
- ・ 学校と連携して、優れた美術作品に実際に触れる体験を通じた鑑賞教育の機会を提供します。
- ・ 社会教育の拠点としての機能を充実させます。
- ・ デジタル技術等を活用し、誰（大人、子ども、外国人、視覚・聴覚に障がいのある人等）でも気軽に鑑賞できるようバリアフリーを推進します。

(2) 茨城県のアート文化遺産の収集と継承

県民の貴重な文化遺産である美術作品並びに美術史料（以下「美術資料」という。）を健全な状態で後世に伝えていくために、次の取組みを推進する。

- ・ 美術館の独自性を高めるため、県関連はもとより多種多様な質の高い美術作品を収集し、所蔵作品の充実を図ります。
- ・ 貴重な文化遺産である美術作品を長く良好な環境のなかで保ち継承します。
- ・ 所蔵された美術作品は適切な環境で展示し、国内外の美術館と協力しながら貸借をして有効活用します。
- ・ 所蔵する美術作品の経年変化等による劣化に対して平素から注意深く観察し、必要な修復等を行い、常に展示に供せられる状態を保ちます。
- ・ 所蔵する美術作品や美術資料に関する研究を推進し、その成果の発表を通じてそれらの価値を広く県民と共有し、後世に継承していく機運を醸成します。

(3) 美術に伴う教育普及活動

- ・ 美術作品の展示を補う複製資料、映像資料を駆使して、美術教育を推進します。
- ・ 様々なイベント(教育事業)を開催し、美術への関心を高めます。
- ・ 学校教育機関と連携し、美術作品の鑑賞とともに提供できるプログラムを充実させます。
- ・ 教育普及活動では、利用者に対して双方向のコミュニケーションを積極的に取り入れます。
- ・ 所蔵品の画像を含めた情報をデジタル化し、オンラインによる発信に努めます。

- ・ 仮想現実（バーチャル・リアリティ）技術や拡張現実（オーグメンティッド・リアリティ）技術、遠隔存在（テレグジスタンス）技術等の活用による「デジタルミュージアム」実現のための将来構想を検討します。

（４）美術の知識を蓄積、有益な情報発信

- ・ 所蔵作品をはじめとする様々な美術資料についての研究を続け、研究成果を定期的に発表します。
- ・ 作家や美術作品の情報を整理、蓄積し、県の美術情報のアーカイブとしての役割を果たします。
- ・ デジタルコンテンツを活用して、SNSを含む様々なメディアを用いて、情報発信に努めます。

（５）美術館という環境の楽しみ

- ・ 地域や時代を超えて存在する美術作品の実物に直接対面できる場である美術館の特性を活かして、来館者が多様な価値観に触れ、人生を豊かにするとともに生活の質を向上させる機会を提供することを目指します。
- ・ 美術館を気軽に訪れることができ、滞在することで楽しい時間が過ごせる雰囲気づくりに努めます。

（６）美術館経営に関する協力体制の推進と評価・検証・改善

- ・ 利用者の視点に立った美術館マネジメントに努めます。
- ・ 地域社会への貢献を理念とする企業等と連携・協働を図る企業パートナーシップ事業を推進します。
- ・ 協議会において、自己評価を含む事業報告を行い、評価と検証、改善に努めます。
- ・ 館長をはじめ、学芸員、教育普及担当職員等の資質向上のための研修に努めます。

6 美術資料収集の基本方針

所蔵する美術資料を充実させていくことは、美術館のアイデンティティを高め、特色ある美術館として活動を展開していくうえで欠くことのできない核心的基盤である。近代美術館が県民から愛され、親しまれていくためにも、茨城の美術館としての個性を生かした優れて特色あるコレクションの充実と活用に努める。また、茨城県にゆかりの深い優れた作家の美術資料をはじめ、それらに影響を与えた作家や比較研究対象とする作家に係る美術資料など、明治期以降の茨城の美術の発展の足跡となる美術資料と、茨城の美術に影響を与え、その発展を支えてきた日本と世界の美術資料を継続的、計画的に収集していく。

（１）収集方法

美術資料の収集は、購入、寄贈、管理換え及び寄託によるものとし、購入及び寄贈受入れや管理換えに際しての候補資料については、館における詳細な調査研究をもとに、美術資料収集委員会、美術資料審査委員会の公正かつ客観的な評価・判断に基づいて行うものとする。さらに、購入の場合は、県関係者における美術資料検討会議を加えて審査する。なお、購入は、美術資料取得基金の計画的な運用によって行うものとする。また、寄託の受入れに際しても、美術資料収集方針を勘案しながら、適切な資料の受入れに努めるものとする。

（２）具体的方向性

基本方針に基づき、地域に根ざした美術館活動を進めるため、県立歴史館、県立陶芸美術館との役割分担を踏まえつつ、近代美術館では、明治期以降の美術資料を扱い、次の基本概念に沿って収集を行う。

ア 茨城の美術

横山大観などのいわゆる「五浦の作家」や、美術史上高く評価されている茨城ゆかりの作家及び優れた業績を残し一定の評価を得ている茨城ゆかりの作家

(ア) 物故作家

- ・ 五浦の作家
- ・ その他の物故作家

(イ) 現存作家

イ 日本の美術

近代から現代に至る日本の美術史上、重要な位置を占める作家

(ア) 明治期

西洋美術との出会いにより始まった本格的な油彩画（洋画）、水彩画、彫刻及び新しい日本画が誕生した時代の作家

(イ) 大正期

大正デモクラシーや西洋美術の新思潮等の影響のもと、個性を追求した作家

(ウ) 大正から昭和戦前期

- ・ 西洋美術の模倣からの脱却と古典の再認識により、日本独自の表現が熟成した時代の作家
- ・ 近代化する都市とモダニズムの時代の作家

(エ) 第2次大戦以降

表現の自由と多様化の時代の作家

(オ) 現代

現代の美術動向、ひいては社会に大きな影響を与えている作家

ウ 海外の美術

日本の近現代美術に影響を及ぼすなどした作家をはじめ、美術史上重要な海外の作家

(3) 収集における留意点

ア 日本画作品は、年間を通して五浦分館と併行して展示することを考え、五浦の4作家(横山大観、菱田春草、下村観山、木村武山)については、重点的に情報を収集し、好機を逃さず購入を含めた収集を行う。

イ 美術資料収集の基本方針に照らして、分野毎に未収集作家(作品)、今後重点的に収集することが必要な作家(作品)を分析し、長期的展望のもとに収集計画を立てる。

ウ 歴史に埋もれている作家や美術史のすき間を埋めるために必要な美術資料の発掘と研究に努める。

エ 現在活躍している作家を的確に把握し、将来を見据えた発掘と洞察に努める。

オ 美術資料の所蔵家、物故作家の遺族、活躍中の作家などと更なる信頼関係を醸成し、優れた資料の寄贈の協力が得られるよう努める。

7 各館の性格と機能分担

近代美術館は、二つの分館とともに活動を推進するところから、それぞれ館ごとに性格を異にした機能を分担させ、それに基づいた活動を行うこととする。各館の性格、機能は次のとおり。

(1) 近代美術館

- ・ 近現代美術の総合的な美術館
- ・ 美術資料収集のとりまとめ
- ・ その他調査研究、展示普及教育、保存修復、環境維持

(2) つくば分館（茨城県つくば美術館）

- ・ 展示室を一般に貸与し県民の展示活動を支援
- ・ その他、近代美術館、五浦分館と連携した教育普及活動

(3) 五浦分館（茨城県天心記念五浦美術館）

- ・ 近代日本画を中心とした展示活動
- ・ 岡倉天心に関する資料収集と展示、顕彰活動
- ・ その他調査研究、展示普及教育、保存、環境維持

第2章 各館における事業方針

◆ 茨城県近代美術館

1 基本方針

茨城県近代美術館は、茨城県が近代日本美術における中核となる作家を多く輩出しているという歴史的な財産を基礎にコレクションを形成し、現在を生きる者の視点で絶えずコレクションの意義を見直し、近代日本美術史での位置付けに係る研究を推進する。

また、その成果を展示活動、美術普及活動に反映させ、その価値を将来世代に継承していく人材の育成にも力を入れ、コレクション、人材、施設等の基盤を強化し、さらに、それら県民の財産を活かした県立美術館のありかたを、グローバルに発信していく。

2 活動計画

(1) 展覧会の開催

ア 所蔵作品展

(ア) 基本的な考え方

美術館のコレクションを中心とした展示活動は、美術館活動の中で最も基本的なものである。茨城県近代美術館では、茨城県が近代日本美術における中核となる作家を多く輩出しているという歴史的な遺産をよりどころに、館のコレクションをテーマをもって計画的に県民に紹介する。

具体的には、横山大観ら「五浦の作家」や小川芋銭、中村彝といった本県を代表する作家を核に、近代日本美術を概観する際に欠くことのできない作家、及び日本の多くの画家たちに影響を与えた印象派等を中心とする西洋美術等の所蔵作品を順次紹介する。

(イ) 展示計画

「日本の近代美術と茨城の作家たち」及び「所蔵作品によるテーマ展」に大別し、日本画、油彩画、水彩・素描、版画、彫刻・立体、陶芸を除く工芸等の各分野のバランスに留意しながら、「日本の近代美術と茨城の作家たち」については年7～8回展示替えし、「所蔵作品によるテーマ展」は年5～6回開催する。

(ウ) 所蔵作品展での留意事項

- ・ 所蔵作品の持つ意義や魅力をわかりやすい表現で解説する。
- ・ 鑑賞を支援する画像や音声による解説ソフトを導入するなどネット環境を活用して鑑賞のバリアフリーを目指す。

イ 企画展

(ア) 基本的な考え方

- ・ 本県はもとより国内外の優れた美術作品を身近に鑑賞できる機会を計画的に提供するため、原則として次の区分により、企画展を開催する。

区 分	内 容 等
自主企画展	純粋に学芸員の企画と調査研究及び展示構想に基づく企画展

国内・海外名作展	新聞社・企画会社等と連動し、海外・国内の優れた美術作品を県民に紹介するための企画展
共同企画展	国内の他の美術館と連携し、学芸員の共同企画と調査研究及び展示構想に基づく企画展 2館以上を巡回する場合と、主要借用館と研究・調整を行うが当館のみで開催する単独館開催がある
茨城ゆかりの企画展	茨城ゆかりの作家を紹介する企画展あるいは茨城にゆかりのある企画展
共催展	茨城県芸術祭美術展覧会等との共催による展示 県芸術祭美術展覧会 現代茨城作家美術展（現美展）

(イ) 展示計画

- ・ 共催展を含み、年5～6回程度の開催を目途とする。

(2) 美術資料の収集と継承

- ・ 貴重な文化遺産である美術資料を収集して、それを長く良好な環境のなかで保存し次世代へと継承していく取り組みを継続していく。
- ・ コレクションは適切な環境で展示し、国内外の美術館と協力しながら貸借をするなど有効活用を図り、より多くの人とその価値を共有し、文化財としての保存と活用への理解を深めるとともに後世に継承していく機運を醸成する。

(3) 美術資料の調査・研究

- ・ コレクションをはじめとした美術資料に関する研究を推進し、その成果を発表していくことにより我が国の美術研究に資するとともに、所蔵作品展等を通じて研究成果を県民と広く共有していく。

(4) 美術教育活動の展開

近代美術館は、全国の県立美術館に先駆けて、大学、教職大学院、学校などの教育現場と密接に連携を図り先進的な美術教育活動を展開している。

今後は、県民の生涯学習活動や学校教育活動への支援において、高齢者や障がい者（児）、乳幼児など美術館の利用に困難を有する誰もが取り残されず美術を享受できるように配慮を行い、社会や学校からの要請に応えた事業を展開する。

同時に、地域に根ざした県立美術館として先進的な美術普及活動の実績や研究成果の可視化を推進し、情報発信をすすめていく。

ア 生涯学習活動

- ・ 企画展に関連する普及事業として、講演・講座等のイベントを実施し、広く企画展の意義を周知するとともに来館促進を図る。
- ・ 企画展や所蔵作品展に関する普及事業として、乳幼児と保護者、児童生徒、学生、大人、特別なニーズを有する来館者等を対象に、多様な方法による美術鑑賞イベントを開催する。
- ・ 無料で参加できるアートフォーラムコーナーでは、企画展にあわせた関連展示や子ども向け創作コーナーを設営し、県民の美術への親しみや関心を深める場とする。
- ・ 若年層から高齢者まで幅広い年代のボランティアを育成し、社会参加の場としての機能も担う。

イ 学校教育活動との連携

- ・ 小学校の美術館利用促進を円滑に進めるため、県内小学生向けには、対話型鑑賞教育等を通じて子どもたちが主体的に美術作品の見方や楽しみ方を学ぶ「教育

普及アートバス事業」を実施する。また、本事業以外で来館する学校団体に対してもその要望に応じて同等の事業を実施し、美術館での作品鑑賞の魅力を体験する機会を提供する。

- ・ 中学生向けには職場体験の受け入れを実施し、高校生向けには「高校生特派員」活動、特別支援学校向けには職場体験、大学生・大学院生向けには大学との連携事業、博物館実習の受け入れを行うなど、学校種別や発達段階に応じた学校教育のニーズにあわせた事業を推進していく。
- ・ 美術指導者に向けては、教員向けセミナーの開催など研修機会を提供していく。

ウ アウトリーチやオンライン等による鑑賞教育事業

- ・ 来館の難しい県民が、当館の所蔵作品を通して美術に親しむきっかけを作るために、認定こども園や学校、公民館、高齢者施設等に出向き、所蔵作品を紹介する鑑賞教育「ハロー！ミュージアム」事業を実施する。
- ・ 同事業を県内外に向けてオンラインでも展開し、当館所蔵作品を用いて美術に親しむ一助となる機会を提供する。
- ・ 学校、公民館向けに複製画や所蔵作品をもとに作成した独自のアートカードの貸し出しを行い、美術に親しむ機会を増やす。

(5) 美術情報活動の展開

- ・ 所蔵作品の情報や画像のデータベース化をすすめ、検索システムにより情報公開を行う。
- ・ 高齢者、障がい者(児)やその他の事情により美術館に来館できない方たちがネット空間を通じて美術作品に接することで、誰でもが鑑賞が可能となる「デジタル所蔵名品展」の構築を目指す。
- ・ ウェブサイトの充実を図り、利用方法やアクセス情報、過去の展覧会やイベント、年報、研究紀要等のアーカイブの情報発信を行う。
- ・ ポスター、チラシ等の紙媒体での広報とともに、ウェブサイトやSNSでの情報発信を充実させて、企画展や所蔵品展、イベント等の開催を広く周知していく。
- ・ 効果的な広報の在り方について研究していく。

(6) 「近代美術館企業パートナーシップ事業」の展開

近代美術館とつくば分館、天心記念五浦分館での魅力ある企画展の開催や教育普及活動、学校教育との連携事業の充実に向けて、県内外で幅広い分野でCSRや地域貢献活動に取り組んでいる企業や団体等とパートナーシップを結び、連携・協働を図ることで、近代美術館の活動を一層充実させていく。

3 今後の課題

- (1) 美術館に対する需要の多様化、高度化に対応するため、県民ギャラリー等の機能を持つアネックス的施設の整備を検討する。
- (2) コレクションの形成・充実に対応するため、作品収蔵庫や付随するバックヤード施設の増築など、作品収蔵施設の整備を検討する。
- (3) 施設・設備の長寿命化を図るため、メンテナンスやオーバーホール、大規模改修等の計画的な実施に努める。
- (4) 来館者へのサービス向上のために、オープンスペースのメンテナンスと大規模改修等の計画的な実施に努める。

◆ つくば分館

1 設立の目的

当館は、つくば研究学園都市の魅力を高め、都市の熟成に寄与すること及び県南・県西地域の文化、芸術の拠点となることを目指して、県と関係市町村、住宅・都市整備公団（当時）の協議の基に市立図書館との複合施設として平成2年6月に設立された。

2 基本方針

県南・県西地域を主な対象エリアとしてギャラリーを中心とした美術普及活動を展開する。展示室においては、個人や団体の本格的な作品発表の場としてギャラリーの運営を行う。また、講座室等では、ワークショップや美術講演会などを開催し大人から子どもまで活動ができる場とする。

3 活動計画

（１）ギャラリーの運営

市内にある筑波大学の美術・芸術関係の発表や県内にある美術系高等学校及び大学校、地元自治体等と連携して芸術性豊かな展示を行うとともに、現に活動中の作家、美術グループ、美術教室等が自由に作品を発表でき、市民県民が鑑賞出来るよう運営する。

（２）美術普及活動

ア 美術情報活動の展開

（ア） 美術関係図書情報の公開

全国の美術館等から送られてくる図録等を中心に閲覧コーナーを開設して現代の美術館及び展覧会の情報を発信する。なお、目録データを作成して隣接するつくば市立中央図書館との連携を図る。

（イ） 画像ソフトによる鑑賞会の開催

世界の美術館や国内外の名画等を対象とした画像ソフトによる鑑賞会を行い、普及活動を展開する（毎月1回土曜日）。

イ 美術広報活動の展開

（ア） 美術講演会の開催

一般に関心の高い美術テーマを選び大学等の研究者を講師に招いて講演会を開催する（年1回程度）。

（イ） 土曜講座の開催

本館及び天心記念五浦分館、陶芸美術館の開催する各種企画展の見所等を解説する講座を開催し企画展を広報する（毎月1回程度）。

ウ 創作活動支援の展開

ワークショップの開催

大人や子どもなど対象を絞ってそれぞれに関心のあるテーマでワークショップを開催し、県民の創作意欲を喚起する（年4回程度）。

4 今後の課題

開館から33年が経過し設立の目的は一定程度以上達成してきた。現在、県政では限られた資源・財源のなか選択と集中の行政が行われており、当館においても平成26年度以降企画展を開催せずギャラリー展を中心に運営してきた。この流れは今後も変わらないことから、当館の運営はこれまでの実績や施設の老朽化等を踏まえ、複合施設（図書館）を運営するつくば市との連携協議が一層重要となっている。

◆ 天心記念五浦分館

1 設立の目的

茨城県天心記念五浦美術館(五浦分館)は、近代日本画を育んだ五浦地域の歴史的背景を踏まえ、ゆとりやうるおいのある文化的環境の整備を求める県民の要望に応えるため、岡倉天心や、横山大観をはじめとする五浦の作家たちの業績を紹介するとともに、美術鑑賞の機会や日本美術の情報を広く発信するなど、本県文化及び県北地域の振興に寄与することを目的とする。

2 基本方針

- (1) 岡倉天心や、横山大観をはじめとする五浦の作家を顕彰する。
- (2) 近代日本画を中心に、日本・東洋の伝統美術から現代の多様な日本画表現の鑑賞の場とする。
- (3) 岡倉天心関連資料の収集に加え、天心の業績に関する調査・研究を進め、その成果や日本美術に関する情報を発信する。
- (4) 多様な文化活動が展開できる場とする。
- (5) 初めて美術に出会う子どもたちの感性を醸成する場とする。

3 活動計画

(1) 展覧会の開催

ア 岡倉天心記念室

(ア) 天心の生涯と業績紹介

- ・ 天心に関する資料を中心として、解説パネル、写真パネル等を加えながら章立てをして、天心の生涯と業績を分かりやすく紹介する。
- ・ 7,000点余の資料の研究をもとに、周期的に展示替えをし、各章にふさわしい資料を紹介する。
- ・ テーマ展示コーナーを設けて、資料研究の成果を発表し、天心の業績を立体的に紹介する。

(イ) 五浦の作家紹介

天心の指導を受けた横山大観、下村観山、菱田春草、木村武山ら五浦の作家の作品を中心に、周期的に展示替えを行いながら、いつでも日本画を鑑賞できる場とする。

イ 企画展

(ア) 基本的な考え方

- ・ 近代日本画の発展に尽くした岡倉天心の業績や五浦の歴史的背景を踏まえ、日本画を中心とした展覧会を開催する。
- ・ 未来を見すえた天心の理想に沿うため、美術の新しい動向を紹介する。
- ・ 子どもたちの興味を誘うような展示にも心がけ、愛される美術館をめざす。
- ・ 地域活性も視野に、より広い層に来館いただける企画展を地域あるいは民間企業との提携によって実施できるよう努める。
- ・ 日本画の魅力を多角的に紹介するため、所蔵作品や天心関連資料を生かしながら、企画展を開催する。

(イ) 展示計画

年5～6回程度の企画展開催を目途とする。

(2) 資料の収集活動

ア 基本的な考え方

岡倉天心記念室の充実を図るとともに、岡倉天心や五浦の作家をはじめとする

日本美術の情報発信の中心地となって研究発展に寄与すべく、岡倉天心や五浦の作家たち及び近代日本美術に関連する資料(岡倉天心関連資料)を収集する。

イ 収集方針

上記の資料に関して、①書簡・日記、②草稿、③書画、④文書、⑤書籍、⑥写真、⑦その他の分類に基づき、購入、寄贈、寄託の方法により収集する。

(3) 調査・研究

- ・ 岡倉天心に関する研究はもちろんのこと国内外の美術作品・資料に関わる専門的な調査・研究を行い、その成果を発信する。
- ・ 岡倉天心の業績を顕彰するため、五浦の作家たちをはじめ、周辺人物に関する資料を幅広く収集することにより、近代日本美術に関する調査・研究を推進する。

(4) 美術普及活動の展開

ア 学校等との連携

- ・ 学校・大学や生涯学習団体等との連携を密にし、美術館の利用に努める。
- ・ 学校団体対応には、教育普及アートバス事業を含めた対話型鑑賞をめざす。
- ・ 日本画トランクなど、学校の授業に役立つコンテンツを提供する。

イ 各種教育普及活動

- ・ 企画展などの作品鑑賞を助け、美術への理解を深めるため、美術に関する講演、講座及び作品解説会等を開催する。
- ・ 美術の技法や創作の楽しさを味わうため、技法講座やワークショップを行う。
- ・ 親しまれる美術館をめざし、映画会やコンサート等を開催する。

ウ 貸しギャラリーの運営

- ・ 地域住民や美術団体等の創作活動の成果を発表する場を提供するため、展示室を貸し出す。

エ デジタルミュージアム構想

- ・ 遠隔地からでも、美術の魅力や天心の業績を知り、当館への興味を抱いてもらえるよう、動画配信をはじめとした様々なデジタルツールの展開を進める。

(5) 美術情報活動の展開

- ・ 美術への親しみや関心を深めるための美術情報をウェブツールとしてのホームページや各種SNS等も活用しながら発信する。
- ・ 美術図書、資料、映像等を鑑賞、調査する図書情報コーナーを設け、情報を提供する。
- ・ 天心記念室では、ガイドツアーを行うとともに、解説ツールとして音声ガイドを提供する。
- ・ 美術館活動の情報提供については、ポスター・チラシをはじめ、マスコミ、ミニコミ、ホームページ、SNS等、様々な手段により行う。また、記者発表、内覧会、セレモニー等も広報効果を考えながら行う。

4 今後の課題

施設への塩害などの対策を講じるとともに、断崖部分の保全については、長期的展望に立って、関係機関と協議を進めていく。

第3章 美術作品・美術史料の収集・保存指針

この運営基本大綱の具現化を図るにあたって、美術作品・美術資料に係る研究及びその成果としての展示活動並びに次世代へと継承などを充実していくことが必要となることから、次の指針に基づき美術作品・美術資料の収集・保存を推進していく。

1 収集方針

第1章の6の方針に基づき、美術資料の収集を図る。

なお、収集対象については、別表に定める。

2 収集体制

美術作品等収集のための候補作品の選定に当たっては、近代美術館及び天心記念五浦分館の職員で構成する「資料収集調査委員会」において、当該年度における資料収集計画の立案、情報収集、候補資料の詳細な調査等を行い、その結果に基づいて美術資料収集委員会や美術資料審査委員会に諮るものとする。

3 美術資料の保存対策

(1) 防虫、防菌対策

収蔵庫に保存する美術作品に対して、防虫・防菌の科学処理を行うため、定期的に専門の機関に委託して実施する。

(2) 作品の汚損、破損等の修復、補修

美術作品については定期的に点検し、恒久的な保存を図るため、必要に応じて専門家に委託し、作品の汚損、破損等の修復、補修を行う。

美術資料収集方針

1 茨城の美術

横山大観などのいわゆる五浦の作家や、美術史上高く評価されている茨城ゆかりの物故作家および、優れた業績を残し、一定の評価を得ている茨城ゆかりの現代作家

(1) 物故作家

ア 五浦の作家

横山大観、菱田春草、下村観山、木村武山

イ その他の物故作家

五百城文哉、一色邦彦、稲田三郎、浦田正夫、榎戸庄衛、小川芋銭、奥原晴湖、木内克、熊岡美彦、小林巢居人、後藤清一、小堀進、清宮質文、辻永、永瀬義郎、永田春水、二世五姓田芳柳、中村彝、松本楓湖、山口勝弘、山下りん ほか

(2) 現存作家

齋嘔、上田薫、河口龍夫、那波多目功一、宮島達男、山本文彦 ほか

2 日本の美術

近代から現代に至る日本の美術史上、重要な位置を占める作家

(1) 明治期

西洋美術との出会いにより始まった本格的な油彩画（洋画）、水彩画、彫刻及び新しい日本画が誕生した時代の作家

浅井忠、大下藤次郎、狩野芳崖、川合玉堂、久米桂一郎、黒田清輝、五姓田義松、小山正太郎、幸野楳嶺、木島櫻谷、高橋由一、高村光雲、竹内栖鳳、中村不折、満谷国四郎、鹿子木孟郎、原田直次郎、和田英作、渡辺省亭 ほか

(2) 大正期

大正デモクラシーや西洋美術の新思潮等の影響のもと、個性を追求した作家

入江波光、石井柏亭、石井鶴三、今村紫紅、荻原守衛、小野竹喬、岸田劉生、榊原紫峰、関根正二、曾宮一念、土田麦僊、鶴田吾郎、戸張孤雁、富岡鉄斎、富田溪仙、中原悌二郎、速水御舟、藤島武二、村山槐多、萬鉄五郎 ほか

(3) 大正から昭和戦前期

ア 西洋美術の模倣からの脱却と古典の再認識により、日本独自の表現が熟成した時代の作家

上村松園、梅原龍三郎、岡田三郎助、川端龍子、小出檜重、小林古径、鏑木清方、坂本繁二郎、須田国太郎、平櫛田中、前田青邨、松岡映丘、村上華岳、安井曾太郎、安田靉彦 ほか

イ 近代化する都市とモダニズムの時代の作家

齋光、小倉遊亀、恩地孝四郎、桂ゆき、国吉康雄、小磯良平、古賀春江、佐伯祐三、中西利雄、長谷川潔、長谷川利行、福田平八郎、藤田嗣治、松本竣介、三岸好太郎 ほか

(4) 第2次大戦以降

表現の自由と多様化の時代の作家

秋野不矩、瑛九、岡鹿之助、香月泰男、片岡球子、加山又造、駒井哲郎、佐藤忠良、白髪一雄、杉山寧、高山辰雄、徳岡神泉、東山魁夷、平山郁夫、堀内正和、三岸節子、山口薫、山本丘人、横山操、吉原治良 ほか

(5) 現代

現代の美術動向、ひいては社会に大きな影響を与えている作家

イケムラレイコ、岡村桂三郎、絹谷幸二、草間彌生、戸谷成雄、内藤礼、奈良美智、村上隆、福田美蘭、舟越桂、三瀬夏之介、森村泰昌、ヤノベケンジ、やなぎみわ、横尾忠則、李禹煥 ほか

3 海外の美術

日本の近現代美術に影響を及ぼすなどした作家をはじめ、美術史上重要な海外の作家
ヴラマンク、カンディンスキー、クールベ、クレー、ゴーギャン、ゴッホ、コロー、シスレー、スーラ、セザンヌ、ドガ、パスキン、ピカソ、ピサロ、ブラック、ターナー、デューラー、マネ、ミレー、モディリアーニ、モネ、ルノワール、レンブラント、ロダン、ユトリロ ほか